

第1号被保険者（自営業者、農業従事者、フリーター等）の皆様へ

国民年金保険料の口座振替をご存じですか？

「国民年金保険料の納め忘れがあると」

国民年金の保険料を毎月忘れずに納めていますか？年金を受けるには、加入しているだけでなく、毎月の保険料を納めることがとても重要です。納め忘れがあると、将来受け取る老齢年金の額が少なくなったり、全く受け取れなくなったりする場合があります。また、万が一のケガや病気で身体に障害が残ったときの障害年金や、亡くなられたときの遺族年金が受けられない場合があります。

「納め忘れを防止するには」

このような納め忘れの危険を防止するには、口座振替の利用をお勧めします。

口座振替を利用すると、あなたの指定した口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると、毎月納めに行く手間が省けます。しかも、口座振替の申し込みや引き落としには、一切手数料がかかりません。

「口座振替（早割）はお得です！」

平成17年4月に開始された口座振替「早割制度」（当月末引落）を利用すると保険料が毎月40円割引（1年間で480円）になります。ただし、以前より口座振替（毎月翌月振替）をご利用の方は早割ではありません。

「早割についての」注意

○半額免除を承認された方は、早割のご利用はできません。

○初回に2か月分の保険料（前月分＋当月分（40円割引））が振替られます。

○現在、毎月振替（翌月末振替）を行っている方が、早割（当月末日振替）に変更を希望される場合は、石巻社会保険事務所または金融機関で変更手続きが必要です。

「口座振替の手続きは」

手続きは①国民年金保険料納付案内書または年金手帳②預（貯）金通帳③預（貯）金通帳届出印をお持ちになって、石巻社会保険事務所または口座

のある金融機関や郵便局で行ってください。

詳しくは、石巻社会保険事務所へ
☎0225-22-5115

日本に住む外国人も、国民年金に加入しなければなりません

「加入の手続きはどこで行うのですか？」

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、外国人でも国民年金に加入することになっています。加入の手続きは、町民税務課又は歌津総合支所住民生活課の窓口で行ってください。

なお、厚生年金保険や共済組合に加入している方は、国民年金にも同時に加入することになりますので、手続きは不要です。

また、厚生年金保険や共済組合に加入している夫（妻）に扶養されるようになった場合は、健康保険の扶養の手続きと一緒に国民年金の手続きを夫（妻）の勤務先へ行うことになります。

「どのような場合に年金が受け取れるのですか？」

国民年金に加入し、日本人と同様に受給資格期間を満たせば、65歳か

ら老齢基礎年金を受けることができます。万一の場合には障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。

国民年金を納めた期間または厚生年金保険の加入期間が単独で6か月以上あり、年金の受給資格のない外国人は、日本国内に住所を有しなくなつてから2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

問い合わせ

石巻社会保険事務所 ☎0225-22-5115

町民税務課 ☎46-2600

歌津総合支所住民生活課 ☎36-3924